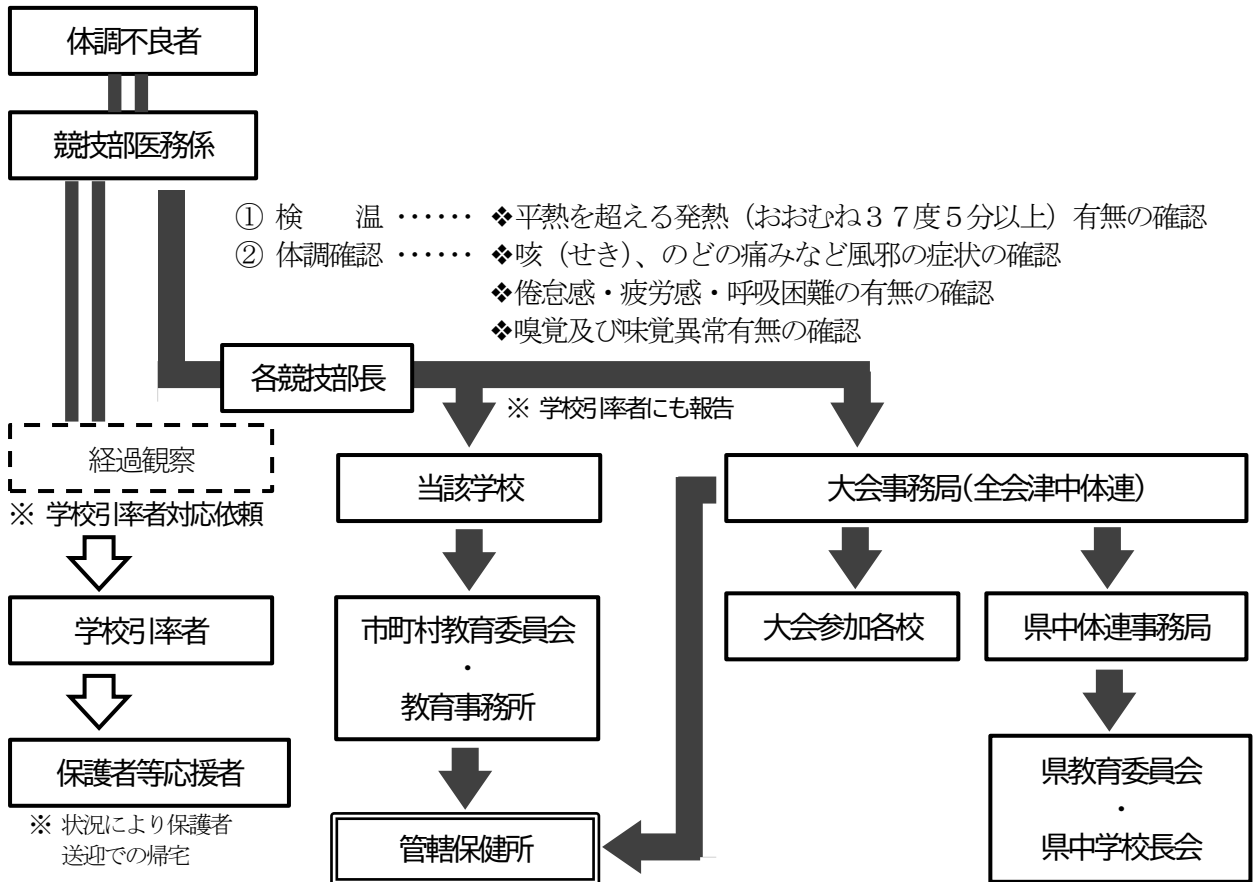


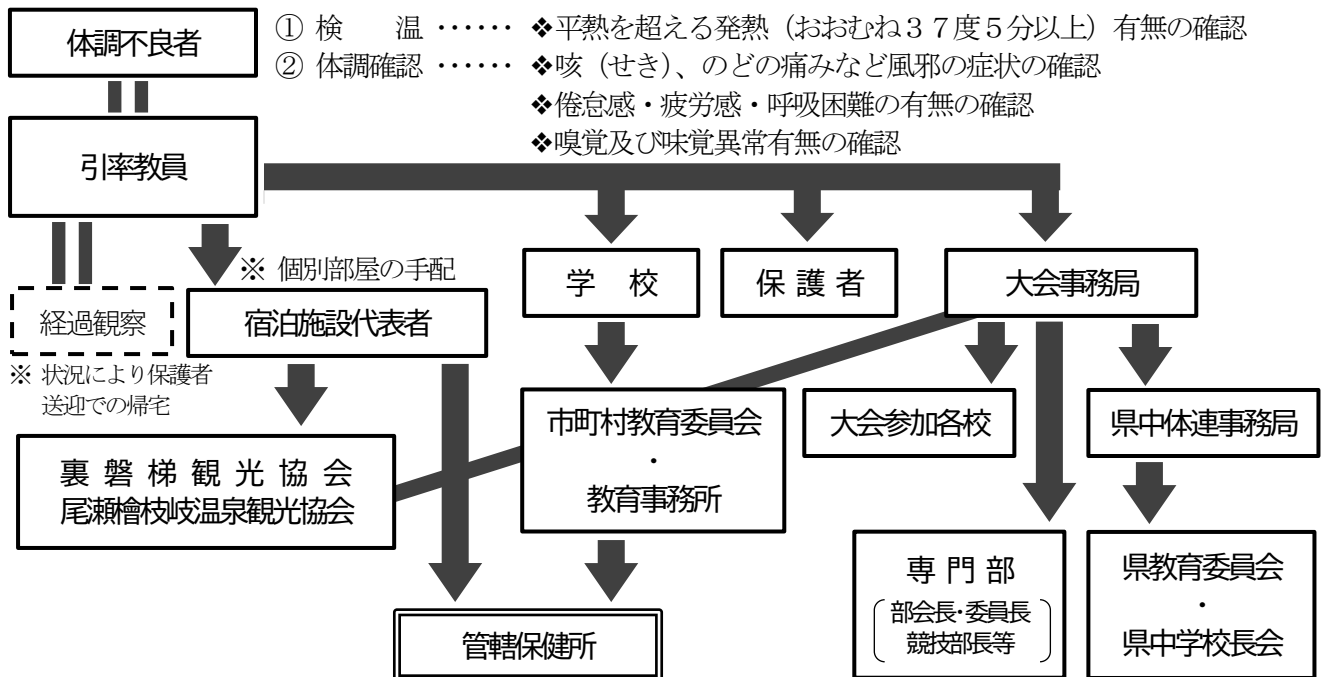
# COVID-19 感染時の報告対応経路図

全会津中学校体育連盟

## 1 会場での対応



## 2 宿舎での対応



『専門部が引率者、保護者に連絡を取り、帰宅を促し、医療機関での受診を勧める。  
 〔 福島県中体連評議員会承認内容 COVID-19 感染拡大防止マニュアルから 〕

# 福島県中学校体育大会運営 COVID-19 感染拡大予防マニュアル抜粋資料

## 2 新型コロナウイルス感染症発生（疑い）時の対応

※ 具体的な対応については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表1・2・3）を参照する。

### (1)大会参加前に参加予定校において感染者等が発生した場合

※ 当該校や大会運営側の対応については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインを参照する。

### (2)大会期間中に発症の疑い（発熱や体調不良などを含む）があった場合

#### ① 検温を実施する。

※ 原則として当該選手の引率者等が行う。

#### ② 各専門部は、体調不良者の同学校の選手・関係者の健康観察を行う。

#### ③ 各専門部は、体調不良者が待機（観戦など）していた場所の周囲にいる生徒等の待機場所を移動させる措置をとる。

#### ④ 一時的に休憩が必要な場合や保護者に引き渡すまでに時間がかかる場合には、他者と接しない個室等で休ませる。

※ 別室で休ませる場合は、当該選手の引率者等が行う。

（救護係が試合会場を長時間離れることを防ぐため）

#### ⑤ 症状が芳しくない場合は、専門部が引率者、保護者に連絡を取り、帰宅を促し、医療機関での受診を勧める。発熱がある場合は「主治医に連絡し、受診する。」「発熱外来に連絡し、指示を受ける。」など具体的な保護者の意向を確認し、引き渡す。

#### ⑥ 医療機関への搬送があった場合は、県専門部会長は第1報を県中体連事務局へ入れる。また、その後の経過についても連絡・報告（県中体連HP：疾病等報告書を活用）する。

#### ⑦ 新型コロナウイルス感染症の発症が確認された段階で、感染拡大を防ぐ意味で出場停止扱いとする。詳細は COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表1）に準ずる。

#### ⑧ 発症した選手のその後の対応は、所属する学校が行う。

#### ⑨ 発症した選手（または所属するチーム）と対戦した選手（チーム）への連絡等は、県中体連事務局が関係機関と調整の上行う。また、大会期間中の対応については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表2・3）を参照する。

#### ⑩ 大会運営に関わる機関への連絡は、県中体連事務局が行う。

#### ⑪ 各専門部は、医療機関への搬送等の有無に関わらず、体調不良者が受付時に提出した健康チェックシート様式1-①の所在を確認し、すぐに情報提供できるよう整えておく。

※ その他、様々な場合においては地方公共団体・市町村教育委員会の指示に従うこと。

(3)大会終了後に感染等が確認された場合等

※ この場合には「感染した場合」「濃厚接触者に特定された場合」「感染の恐れがある場合」がまれる。(定義については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧(表1)を参照する。)

※ 大会終了後2週間までは、参加校全てで健康観察を継続することを前提とする。

① 該当選手への対応は所属校が行う。

② 大会終了後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症への発症等が確認された場合は、当該選手の所属長は、第1報を県中体連事務局へ入れる。

③ 県中体連事務局は、当該選手の参加した大会開催地区中体連事務局並びに専門部会長に速やかに連絡を入れる。

④ 開催地区中体連事務局は、当該選手の健康チェックシート(様式1-①)、大会参加時の組み合わせ(対戦相手等がわかるもの)、その他該当選手の当日の動きに関して把握できる記録等を整え、情報提供の要請に応えられるよう準備をする。

⑤ 県中体連事務局は、県教委とも連絡をとり、助言を受ける。

⑥ その他必要に応じて関係機関と情報共有し、感染拡大防止に努める。

※ 上記(1)~(3)の対応は、大会初日より1週間前から大会終了2週間までの対応とする。その後の対応については、該当選手の所属校において行うものとする。

※ 本項に該当する状況が発生した際の、個人情報については厳重に管理すること。また、感染者となった生徒の所属する部活動顧問においては、所属長に必ず相談した上、関係機関(開催地区中体連事務局)に相談・報告すること。

※ 開催地区中体連事務局は、新型コロナウイルス感染等を起因する出場停止措置(COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧表1)があった場合に、その選手(チーム)の欠場理由について十分配慮して伝達すること。